

あきた結婚ライフスタイル発信事業業務委託仕様書

1 業務名

あきた結婚ライフスタイル発信事業業務委託

2 事業目的

本県においては、結婚を希望しながらも、「結婚はまだ先」「結婚に向けてどうやって活動したら良いか分からない」といった理由から、結婚に向けた具体的な活動（婚活）※に至っていない層が全国と比較しても高い水準にある。こうした層に対し、若年層の利用率が高い Instagram を活用し、結婚に至るまでのプロセスや結婚後のライフスタイルをイメージさせる魅力的な情報を継続的に発信することで、結婚に向けた意識醸成を図る。

さらに、結婚に向けた活動を始めた方の希望を実現できるよう、具体的な婚活ノウハウや支援情報等のコンテンツを制作することで、個々の結婚に向けた取り組みをサポートすることを目的とする。

※1 本仕様書における「婚活」とは、マッチングアプリの利用、婚活パーティ・イベントへの参加、結婚相談所への入会、知人・友人・家族からの紹介を通じた出会い、あきた結婚支援センターの利用等、結婚に向けた具体的な活動を指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務料の上限額

19,735,980円（消費税及び地方消費税を含む）

5 事業ターゲット

県内在住の20代から30代までの独身男女

- 結婚を希望しているが婚活していない層
- 結婚に向けて活動（婚活）している層

6 業務内容（企画提案）

以下の業務を行うこと。ただし、（1）から（8）の業務を一体・連動した企画とすること。

(1) 実施計画の策定

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画及びスケジュール、実施体制等）を作成すること。

(2) 若者とのワークショップの開催

本事業のターゲット層である若者のニーズや感性を事業展開に反映させるため、下記ワークショップを開催・運営すること。

【ワークショップ概要】

① 対象

各回6名程度とし、以下のとおりターゲット層を分けて実施すること。

- 第1回：20歳前後の大学生・社会人等
- 第2回：25歳前後の社会人等
- 第3回：30歳前後の社会人等

② 協議テーマ

- (ア) 本プロジェクトのコンセプト、愛称（ネーミング）、ロゴデザイン案に対する意見聴取
- (イ) Instagram 等で発信してほしい情報、興味のあるテーマについてのアイデア出し
- (ウ) 結婚や婚活に対する若者の意識、ハードルとなっている要因等の分析

③ 受託者の業務範囲

- (ア) 開催計画の策定（日時、場所、進行案等）
- (イ) 会場の手配・設営
- (ウ) 当日資料の作成・印刷
- (エ) 参加者の募集・調整（県と協議の上決定すること）及び参加者への謝礼等の支払い対応

- (オ) 当日の運営及びファシリテーターの配置
- (カ) 開催結果の記録及び報告書の作成
- (キ) ワークショップで得られた意見やアイデアを、以降のアカウント運用方針、ロゴ決定、コンテンツ制作等に具体的に反映させること。

(3) プロジェクト名及びロゴマーク案の作成

本事業の広報等において幅広く活用するため、ターゲット層に親しまれるプロジェクト名（愛称）及びロゴマークを制作すること。

プロジェクト名（愛称）及びロゴマークは、「(2) 若者とのワークショップ」において提示し、意見聴取を行ったうえで、県と協議のうえ決定すること。

(4) プラットフォームの運営について

本事業において、若者に響く魅力的な情報発信や企画立案を行うため、事業趣旨に賛同して協力いただける民間事業者（以下「連携事業者」という）と協議を行うプラットフォーム（協議の場）を構築すること。

① 連携事業者の選定

本事業の趣旨に合う結婚気運の醸成を図ることに適した事業者について、県と協議のうえ、5社程度（一般社団法人あきた結婚支援センター含む）選定すること。

② 協議等の実施

連携事業者等と定期的に協議を実施し、得られた知見やアイデアを、Instagram や婚活支援コンテンツ、イベント企画等に具体的に反映させること。

(5) Instagram を活用したコンテンツマーケティング

- ① 県が開設する本事業専用の Instagram アカウントについて、アイコン設定、プロフィール文の作成、ハイライトの整備等の総合的な運用を行うこと。
- ② フィード投稿、リール動画、ストーリーズを含め、週3回程度の情報発信を行うこと。その他、ユーザー生成コンテンツ（UGC）のリポスト活用も行うこと。
- ③ ターゲットが興味を持ち、フォローしたいと思える内容にすることとし、事業ターゲットにとって有益な情報を配信し、興味・関心を惹きつけつつ、恋愛や結婚への関心や行動につながる情報を織り交ぜることで、恋愛や結婚を前向きに捉える意識醸成や行動のきっかけにつなげること。
- ④ 県等が実施する気軽に友達から出会えるイベント等の結婚支援情報については、単なるチラシ画像の転載等の事務的な発信は避け、アカウントの世界観に馴染む発信内容とすること。
- ⑤ 連携事業者が本事業に関連付けて行う連携事業（県内限定のサービス提供やイベント等）についても同様に発信を行うこと。
- ⑥ 県が運営する結婚支援の LINE 公式アカウントへの友だち追加につながる内容の投稿も併せて行うこと。
- ⑦ ターゲットとする年齢層を中心に、アカウント開設から事業終了日までの月平均リーチ数 8,000 以上を目指し、インフルエンサーの活用やアンバサダーの任命など、拡散性や話題性の喚起も意識した啓発を行うこと。
- ⑧ ユーザーからのコメントや DM 等に対し、親和性の高いコミュニケーション（いいね、返信等）を行うこと。

(6) 婚活支援コンテンツの制作

結婚に向けた活動を始めた方の希望を実現できるよう、支援情報や具体的な婚活ノウハウ等のコンテンツを制作すること。なお、制作したコンテンツは、県において Web サイトや LINE により発信することとしている。

① 制作・納品スケジュール

- ・ 令和8年8月から令和9年3月まで、月2本以上を納品すること。
- ・ 県が Web サイトや LINE へ掲載可能なデータ形式（テキスト、画像データ等）で納品すること。

② 記事の構成と分量

- ・ 1記事あたりの分量は、テーマに応じて1,000～2,000文字程度を目安とし、スマートフォンでの読みやすさを考慮して画像や図解等を適宜挿入すること。
- ・ 以下のカテゴリに基づき、計20本程度の記事を制作すること。
 - A. 専門家・関係事業者による婚活ノウハウ記事
 - B. 公的支援・地域リソース紹介記事
 - C. ロールモデル紹介（インタビュー）記事
 - D. 若者とのワークショップで出たニーズを基にした記事
- ③ 制作体制については以下の点に留意すること。
 - (ア) 記事の執筆やデザイン制作にあたっては、必要に応じて各分野の専門家への取材や監修依頼を行うなど、質の高いコンテンツを制作できる体制を構築すること。
 - (イ) 取材・撮影が必要な場合は、対象者との日程調整や謝礼等の対応も受託者が行うこと。
 - (ウ) 納品時には、Webサイト等への掲載用のアイキャッチ画像や記事内に挿入する図版、写真等も併せて作成、納品すること。
 - (エ) LINEアカウントの作成・運用は県が行うが、アカウント作成後から事業終了までの期間に生じる利用料金は委託料のなかから受託者が支払いを行うこと。
- (7) 広告運用及びキャンペーンの実施
 - ① アカウントのリーチ数増加を主目的とし、最も費用対効果が高い広告配信を行うこと。
 - ② Instagram公式アカウントへのフォローやイベント参加を促進するため、ハッシュタグを用いたユーザー参加型企画（UGCキャンペーン）等、ユーザーが楽しみながら参加でき、かつ本事業の認知拡大（拡散）に寄与する取組を提案、実施すること。
- (8) 定期的な運用の報告について
 - (2)～(7)について、Instagramの分析結果、それを踏まえた投稿内容の方針や、広告実施状況、閲覧等の分析結果等を、県へ月1～2回程度報告すること。
- (9) その他
 - その他、若者の恋愛や結婚に対する前向きな気運の醸成につながる企画等があれば、提案・実施すること。

7 成果品の納品等

- (1) 委託業務が終了したときは、速やかに委託業務完了報告書を作成し、報告すること。なお、委託業務完了報告書には、次の内容を含むものとする。
 - ① 事業概要
 - ② 事業内容及び成果
 - ※効果測定結果（詳細レポート及びレポート概要や改善点等、総評となる内容）を記載すること
 - ④ 次年度に向けた改善案
 - ⑤ その他、必要と認める事項
- (2) 形式は、印刷物及び電子データ（編集可能な形式とすること）とする。

8 著作権等

- (1) アカウントの所有権、及び本業務による成果物（プロジェクト名、ロゴマーク、写真、動画、テキスト等）及び素材の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属することとし、業務の実施にあたり音楽、画像、インフルエンサーの肖像等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者の責任と負担において必要な権利処理を行うものとする。
- (2) 県は、受託者の承諾なしに成果物を加工・編集し、新たな制作物等を制作することができるものとする。
- (3) 受託者は県の承諾なしに、成果物及び素材を他に流用することができないものとする。

(4) 運用したアカウント及びそれらに掲載されているコンテンツは、委託期間満了後は県に引き継ぐこととする。

9 秘密保持

(1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

(2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

10 その他

(1) 本業務の成果は秋田県に帰属する。

(2) 秋田県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

(3) 企画提案書に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、県と受託者との協議により契約段階において項目を追加、変更、又は削除ができるものとする。

(4) 受託者は業務を実施するに当たり、事業を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行うために必要と認めるときは、あらかじめ秋田県の承諾を得た上で、その一部を再委託することができるものとする。また、受託者が他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、秋田県と協議するものとする。

(5) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、秋田県との協議により進めるものとする。